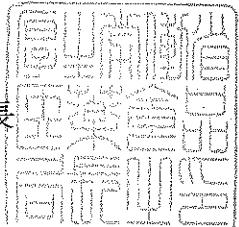




薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

- (1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

（2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

- (1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。
- (2) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。
- (3) 浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。
- (4) 上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

(号外)
独立行政法人国立印刷局

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同二〇二)

○厚生労働省令第七十五号
雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十三年六月二十七日
(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)
(雇用対策法施行規則の一部改正)
第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二百三十二号)の一部を改正する省令平成二十二年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十二年度第四・四半期国庫の状況(同)

〔公 告〕

官庁事項

官 庁

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
外國監査法人等関係

会員登録

弁理士登録、特定侵害訴訟代理業務
の付記、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任
関係

会員登録

○旧重要美術品等の保存二関スル法律
の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等の保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件

(文部科学省令第九八、九九)

○有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同二〇〇、一〇六)

○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件
(同二〇七、一一〇)○重要文化財の員数を改める件
(同一、一一一、一二三)

○有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一、一四、一五)

○旧重要美術品等の保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件
(文化省令四一)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

省 令

第一条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表(第一条関係)第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二百三十二号)に係る申請等 附則第八条
第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロヘンタン-1-イル・メタクリル酸=6-シアノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-3-メタクリル酸=3-ヒドロキシトリシクロ[3.3.1]ヘプтан-1-オキソエチル・メタクリル酸=3-ヒドロキシトリシクロ[3.3.1]ヘプтан-1-オキソエチル・メタクリル酸=1-メチル共重合物	9-2558
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシ)エチルアル(トリエチルアミノニウム)・クロリド共重合物	9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イルメタクリル酸=2-ヒドロキシエチル共重合物	8-(4)-181
20085	メタクリル酸・メタクリル酸=3-エチルオキセタン-3-イルメチル・メタクリル酸=テトラヒドロビトロピロメタクリル酸=2-ヒドロキシエチル共重合物	9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベニスカルボン酸のメタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベニスカルボン酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸トリシリカ=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベニスカルボン酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸トリシリカ=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸=2-フェノキシエチル・メタクリル酸ベニスカルボン酸のメタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2563
20089	メタクリル酸ビニル	2-(6)-187
20090	メタンスルホン酸=(3 <i>R</i>)・3-メトキシデシル	2-(6)-187
20091	(3 <i>S</i>)・3-メチルアゼチジン-1, 2-ジカルボン酸=1-ベンジル	8-(1)-363
20092	2-[2-メチルウニデンカソ-1-イリデン]アミノ]安息香酸メチル	4-(7)-235
20093	4-メチル-2-(トリシクロ[3.3.1]ヘキサン-1-イル)・デカソ-1-ペニル	7-(2)-274
20094	4-メチル-2-(4-メチルフェニル)-trans-4'-(ベンタ-3-エン-1-イル)・デカソ-1-ペニル	7-(3)-863
20095	trans-4-メチル-trans-4'-(ベンタ-3-エン-1-イル)・デカソ-1-ペニル	7-(3)-864
20096	6-メチル-2-(4-メチルシクロヘキサン-3-エン-1-イル)ヘプタ-5-エン-2-オールの水素添加反応生成物	3-(4)-690
20097	α-メチル-α-メトキシボリ(メトキシ)シランジイル/オキシ(メトキシ)(プロピノ)シランジイル	10-2673
20098	1-[1-(3-メチルペラジン-4-ニトロフェニル)・ペリジン-4-イル]-4-メチルビラジン-4-ニトロフェニル)・ペリジン-4-2-[2-メトキシビフェニル-2-イル]・イミノメチル]-1-イル	8-(2)-234
20099	1-[2-メトキシビフェニル-2-イル]・イミノメチル]-1-イル	7-(2)-275
20100	4-メトキシ-4-プロピルビフェニル	7-(3)-865
20101	4-メトキシ-4-ベンチルビフェニル	7-(3)-866
20102	4-ヨードアニリン	4-02-879
20103	N-(4-ヨードフェニル)ビリミジン-2-アミン	8-(2)-234
20104	リチウム=ビス(フルオロスルホニル)アミド	1-(3)-386
20105	「両末端にイソシアナト基を有する(2,2'-オキシジエタノール)」ヘキサノ-6-ラクトンの重付加反応生成物・ジイソシアナートビニカルボン酸のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサノ-6-ラクトン付加物	10-2674

○厚生労働省告示第二百一号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十一条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせも・ただれ用剤、うおのめ・たご用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤・喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び治用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

厚生労働大臣
細川 律夫

20082	メタクリル酸=1-エチルジクロヘンタン-1-イル・メタクリル酸=6-シアノ-2-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-オキソリ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノヲジ-2-メタクリル酸=2-オキソリ-2-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノヲジ-2-メタクリル酸=3-ヒドロキシトリアクリルオキシ-2-オキソエチル・メタクリル酸=3-ヒドロキシトリアクリルオキシクロ[3.3.1.1]デカサン-1-イル・メタクリル酸=1-(トリシクロ[3.3.1.1]デカサン-1-イル)エチル共重合物	9-2558
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル)・エキサ(トリメチル)アンモニウム=2-クロリド共重合物	9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イル	8-(4)-1
20085	メタクリル酸・メタクリル酸=(3-エチルオキセタン-3-イル)	9-2560

イ 有効成分の種類 含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。

メタクリル酸=2, 5-二メチル-1-プロピオニル酸=2-ブチル
メタル共重合物のメタクリル酸=2, 3-エチルジメチルベリル附加物
20088 9-2563

20089	メタクリル酸ヒドロキシル (3R) → 3-メトキシデシル メタクリル酸ヒドロキシル (3S) - 3-メチルアセトジン - 1, 2-ジカルボン酸 = 1-ベン	2-(6)-1-
20091	8-(1)-3-	

20092
ジル=2-メチル-ブチル
2-[2-メチルウニデン] アミノ] 安息香酸メチ 4-(7)-2

20093 $\frac{4}{\text{テルツル}} - \frac{2}{\text{トリシタロ}}$ [3. 3. 1. 1^a] テカン-1- 7-(2)-2-
 20094 $\frac{\text{テルツル}}{\text{テルツル}} - \frac{4}{\text{テルツルテルツル}} - \frac{4}{\text{テルツルテルツル}}$ 7-(3)-8-
 20095 $\frac{4}{\text{テルツル}} - \frac{4}{\text{テルツルテルツル}}$ 7-(3)-8-

trans-4-メチルヘキサノン-3-エノ-1-オム - 7-(3)-8-

20096	6-メチル-2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)ヘキサ-5-エン-2-オール(水蒸気加水分解生成物)	3-(4)-6
20097	ヘキサ-5-メトキシボル(オキシ)イソブチル	10-2673

4-10-8-8
8-21-22

2010年10月26日 10-2674
「雨えちふにイニシエタ」
（ブルオロカルボス三）
2010年10月26日 10-2674
「雨えちふにイニシエタ」
（ブルオロカルボス三）

ビニカルボン酸 [2,2'-1]ヘテリジーニューベンゼン-2-シスチル
重付加物のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサノ-6-
ラクトン付加物
リン酸タンゲンジルコニウム

1-(3)-387

有効成分の分量
有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パーセント以上五〇パーセント以下の範囲とする。
效能及び効果
效能及び効果の範囲は、うおのめ・たことする。
かさつき・あれ用剤（手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、膏剤の剤型のもの）
有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。
有効成分の配合割合
別表第十のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

八 (1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の「有効成分名」欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(2) 別表第九の「I」に掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3) 別表第九の「I」に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。

(4) 別表第九の「II」から「V」までに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

九 うおのめ・たこ用剤（うおのめ・たこの改善を目的として製造された絆創膏の類型のもの）
イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。

口 有効成分の分量

ハ
有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パー・セント以上五〇パー・セント以下の範囲とする。
效能及び効果
效能及び効果の範囲は、う当のめ・たことする。

十
かさつき・あれ用剤（手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、
軟膏剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類 含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

□ 有効成分の配合割合 別表第十の II、III 又は IV に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

八

有効成分の分量

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同一の濃度とする。

(4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同一の濃度とする。

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十一 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十二 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十三 ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

二

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいすれか一種が配合されていない場合には、たんを效能及び効果としない。

十四 ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

八

有効成分の分量

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分名の欄に掲げるものを目

(2) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

(4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十五 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十六 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十七 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十八 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十九 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十一 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十二 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十三 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十四 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十五 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

二十六 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

效能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

(5) 別表第十四の I の A 項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」という。)には、同表の I の B 項、III の A 項、C 項、D 項若しくは E 項、V 又は VI に掲げる有効成分を配合してはならない。

八
有効成分の分量
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ

それ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最

(2) (1) メントール・カシスフルーツ香料の効能及び効果は、ひびき、しみや痛み止めなどである。クロカルトキシジン・アセト酢酸の効能及び効果は、ひびき、あかしれ、すり傷及び難治とされる。また、長毛タコトリオキシジン・アセト酢酸は、ひびきに罹る有効成分のみを必須の成分として配合するものである。

タミン A E 主剤製剤) の効能及び効果は、ひび・しあやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

五 治用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
有効成分の配合割合

(2) (1) 別表第十五の I に掲げる有効成分は含有されなければならない。
別表第十五の I に掲げる有効成分は、合計で七十ペーセント以上配合されなければならない。

(3) 別表第十五の I に掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならぬ。

各有效成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ

效能及び効果の範囲は、あせも、青筋性、おち馬、くしき、肩の痛み、本筋筋膜炎、筋膜炎、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきびやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきび

とする
別表第八の次に次の七表を加える。
改訂し

区 分	有 效 成 分 名	最 大 浓 度
--------	-----------------------	------------------

酸化亜鉛
カラミン
五〇%
五〇%

イソプロビルメチルフェノール	○ — %
二 六	

III	d—カンフル ノルマル	—%
-----	----------------	----

二五〇〇国際単位バーグラム
—%
dL-カントンフル

B項 酢酸トコフェロール トコフェロール	○○五% ○五%
----------------------------	-------------

別表第十一

別表第十		C 項 エルゴカルシフェロール 1000國際單位バーグラム	
		D 項 バンテノール	V C 項 エルゴカルシフェロール 1000國際單位バーグラム
		A 項 クロタミトン	
		B 項	
IV		アラントイン イクタモール グリチルリチン酸二カリウム グリチルレチン酸	一 % 一 % 一 % 一 %
III	I	ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。	五 % 一・五 % 〇・五 % 〇・五 %
II	II	尿素 d-カンフル	一〇 一
	III	dL-カンフル 酢酸トコフェロール トコフェロール	一〇 一 一
グリチルリチン酸二カリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム グリチルレチン酸	IV	〇〇〇·五 〇〇·五 〇·三	〇〇·五 〇〇·五 〇·五

別表第十

X	IX				VII	VIII	VI	V	IV		III					
	A項	D項	C項	B項	A項				B項	A項						
L-アスパラギン酸 L-アスパラギン酸ナトリウム L-アスパラギン酸マグネシウム L-アスパラギン酸カリウム ウム	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム バントテン酸ナトリウム	パンテノール ニコチン酸アミド	アスコルビン酸 アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸ナトリウム	ヒドロキソコバラミン 塩酸ヒドロキソコバラミン 酢酸ヒドロキソコバラミン シアノコバラミン	dl-α-トコフェロール dl-β-トコフェロール dl-γ-トコフェロール dl-δ-トコフェロール	コハク酸dl-α-トコフェロール コハク酸dl-β-トコフェロール コハク酸dl-γ-トコフェロール コハク酸dl-δ-トコフェロール	エルゴカルシフェロール コレカルシフェロール	強肝油 肝油	二〇 mg 一〇 mg 一一五 mg 二〇〇 mg	二 mg 一〇 mg 一一五 mg 二〇〇 mg				
						ヒドロキソコバラミン 塩酸ヒドロキソコバラミン 酢酸ヒドロキソコバラミン シアノコバラミン	ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン	一一五 mg 一一五 mg 一一五 mg 一一五 mg	五 mg 五 mg 五 mg 五 mg	五〇国際単位 五〇国際単位 五〇国際単位 五〇国際単位	五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位	五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位	五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位
						五 mg 五 mg 五 mg 五 mg	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	一一五 mg 一一五 mg 一一五 mg 一一五 mg	二〇〇 mg 二〇〇 mg 二〇〇 mg 二〇〇 mg	二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位	二 mg 一〇 mg 一一五 mg 二〇〇 mg	二 mg 一〇 mg 一一五 mg 二〇〇 mg				

金

- | | |
|----|--|
| 1 | 括弧内の量は、一回最大分量である。 |
| 2 | 硝酸ビスチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。 |
| 3 | チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。 |
| 4 | 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びベンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。 |
| 5 | 小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。 |
| 6 | リノ酸フルカルチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、フルカルチアミンに換算した量である。 |
| 7 | リノ酸リボフラビンナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。 |
| 8 | 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。 |
| 9 | エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。 |
| 10 | コハク酸D-β-ヒドロカルシウムの一回最大分量及び一日最小分量は、コハク酸D-β-ヒドロカルシウムに換算した量である。 |

別表第十四

												区分			
E項		D項		C項		B項		A項		B項		A項			
エルゴカルシフェロール	ジバルチミン酸ビリドキシン	塩酸ビリドキシン	リボフラビン	トコフェロール	酢酸トコフェロール	ビタミンA油	パルチミン酸レチノール	酢酸レチノール	dl-メントール	d-カンフル	dl-カンフル	ルイソプロビルメチルフェノー	塩酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン 波状		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○・ —%	最大濃度	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○・ —%	最小濃度	
グ際一 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	○○・ —%	○・ —%	○○ —%	○○ —%	○○ —%	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	二五 ラ單〇 ム位〇 バ〇 一国	—	—	—	甲
ラ單一〇 ム位〇 バ〇 一国 グ際	○○・ —%	○○ —%	%○ —	○○ —	○○ —	—	—	—	—	—	—	○○ —	○○ —	最小濃度	

11. 塩酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

12. アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

13. クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

14. クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第一鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。

15. エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

16. ドトチュウの使用部位は、葉である。

四庫全書

1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸グロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それらの濃度のグルコン酸グロルヘキシジンに換算した量である。
2 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、